

吉野郡3町 緩和した基準による通所介護の報酬単価等について

2019年4月1日から（緩和型通所サービス）

	事業内容	利用頻度	単位数
ア	事業の利用時間が4時間未満	週1回程度 (事業対象者・要支援1)	285単位 (1回につき)
		週2回程度 (事業対象者・要支援2)	292単位 (1回につき)
イ	事業の利用時間が4時間以上	週1回程度 (事業対象者・要支援1)	378単位 (1回につき)
		週2回程度 (事業対象者・要支援2)	389単位 (1回につき)
エ	リハビリテーション職員配置加算 (アの場合に限る)		50単位 (1回につき)
オ	アからエまでの1月の単位数の合計が右に定める単位数を超える場合	週1回程度	1,647単位 (1月につき)
		週2回程度	3,377単位 (1月につき)
カ	運動器機能向上加算		225単位 (1月につき)
キ	栄養改善加算		150単位 (1月につき)
ク	口腔機能向上加算		150単位 (1月につき)
ケ	選択的サービス複数実施加算 (I)		480単位 (1月につき)
コ	事業所評価加算		120単位 (1月につき)
サ	介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数の59/1000加算
	介護職員処遇改善加算 (II)		所定単位数の43/1000加算
	介護職員処遇改善加算 (III)		所定単位数の23/1000加算

※エ4時間未満の通所型サービスAの利用者に対して、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。）のいずれかが配置され、基本的動作能力、応用的動作能力、音声機能、言語機能又は聴覚機能の改善を目的として機能訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※カ～サについては、国の基準に基づくもの。